

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 27 年 4 月 14 日 (火) 第 8 6 9 0 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結 (266) (行政監察・法人指導課) 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納事務の委託 (267) (財源確保推進課) 2 鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正 (268) (文化政策課) 2 生活保護法による介護機関の指定 (269) (福祉保健課) 3 生活保護法による介護療養型医療施設等の廃止の届出 (270) (〃) 4 生活保護法による介護機関の変更の届出 (271) (〃) 5 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定候補薬物の指定 (272) (医療指導課) 5 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (273) (住まいまちづくり課) 6 大規模小売店舗に関する承継の届出 (274~276) (経済産業総室) 6 基本測量の終了 (277・278) (県土総務課) 9 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (279) (会計指導課) 9 森林病虫害の駆除命令 (280) (東部農林事務所) 10 土地改良区の役員の就任 (281) (中部総合事務所) 10 県営土地改良事業の工事の完了 (282) (〃) 10
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託 (13) (高等学校課) 11
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 11 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 12
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (情報政策課) 14 随意契約の相手方の決定 (4 件) (〃) 17 落札者の決定 (2 件) (〃) 19 落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) 20 落札者の決定 (警察本部会計課) 21
◇ 正 誤	平成27年 3 月17日付鳥取県条例第24号中訂正 21

告 示

鳥取県告示第266号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 倉吉市海田西町二丁目178
氏名 高田 充征
- 2 契約期間の始期 平成27年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 915万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
株式会社稲田屋本店
- 2 委託した寄附金
鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおいて現金により収納するふるさと納税に係る寄附金
- 3 委託期間
平成27年4月17日から平成28年3月31日まで

鳥取県告示第268号

平成26年鳥取県告示第194号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき平成27年4月6日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>設 備 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">セ ミ ナ ー ル ー ム 3</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビデオデッキ (S-VHS)</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 410 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブルーレイディスクプレーヤー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 1,030 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設 備 名	略			セ ミ ナ ー ル ー ム 3	略		ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき 410 円	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 1 回につき 1,030 円	略			<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>設 備 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">セ ミ ナ ー ル ー ム 3</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビデオデッキ (S-VHS)</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 410 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設 備 名	略			セ ミ ナ ー ル ー ム 3	略		ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき 410 円	略	
区分		利用料																																
施設	設 備 名																																	
略																																		
セ ミ ナ ー ル ー ム 3	略																																	
	ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき 410 円																																
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 1 回につき 1,030 円																																
略																																		
区分		利用料																																
施設	設 備 名																																	
略																																		
セ ミ ナ ー ル ー ム 3	略																																	
	ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき 410 円																																
	略																																	

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 14 日から施行する。

鳥取県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根 55	ユニット型ショートステイ ル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	短期入所生活介護	平成 27 年 2 月 1 日
にこにこケ	鳥取市桜谷 173	にこにこデイサー	鳥取市桜谷 173-1	通所介護	平成 27 年 2 月 18 日

ア株式会社	-21	ビス桜谷	21		日
-------	-----	------	----	--	---

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根 55	ユニット型ショートステイル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	介護予防短期入所生活介護	平成 27 年 2 月 1 日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根 55	ショートステイル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	介護予防短期入所生活介護	平成 27 年 3 月 1 日
にこにこケア株式会社	鳥取市桜谷 173-21	にこにこデイサービス桜谷	鳥取市桜谷 173-21	介護予防通所介護	平成 27 年 2 月 18 日

鳥取県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設等を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成 27 年 1 月 31 日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成 27 年 1 月 31 日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	医療法人社団上原クリニック 指定訪問介護事業所	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成 27 年 1 月 31 日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	医療法人社団上原クリニック デイサービスセンターしらかば	倉吉市円谷町 508-3	平成 27 年 1 月 31 日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成 27 年 1 月 31 日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	医療法人社団上原クリニック デイサービスセンターしらかば	倉吉市円谷町 508-3	平成 27 年 1 月 31 日

4 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
医療法人元町病院	境港市上道町 1895-1	指定居宅介護支援事業所花の里	境港市上道町 1959-1	平成 23 年 2 月 10 日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成 27 年 1 月 31 日

鳥取県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者（短期入所生活介護）

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人元町病院	境港市上道町 1895-1	短期入所生活介護事業所花の里	境港市上道町 1959-1	平成 22 年 2 月 1 日

2 介護予防事業者（介護予防短期入所生活介護）

名称	主たる事務所の所在地	介護予防介護事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
医療法人元町病院	境港市上道町 1895-1	短期入所生活介護事業所花の里	境港市上道町 1959-1	平成 22 年 2 月 1 日

鳥取県告示第272号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第2項の規定に基づき、知事指定候補薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	外見	内容物
27-知候1	被包に「MΦNSTER」と表示のある製品（次の写真のとおり）	植物片
27-知候2	被包に「ASH」と表示のある製品（次の写真のとおり）	植物片
27-知候3	被包に「Artistic NEW 2nd」と表示のある製品（次の写真のとおり）	植物片
27-知候4	被包に「THE GNGA SRES EARTH」と表示のある製品（次の写真のとおり）	植物片
27-知候5	被包に「Ash Elizabeth 2nd」と表示のある製品（次の写真のとおり）	植物片
27-知候6	被包に「めっちゃめっちゃエロス」と表示のある製品（次の写真のとおり）	植物片
27-知候7	被包に「D-AROMa」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体
27-知候8	被包に「X-AROMa」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体

27-知候9	被包に「CHILL OUT 2nd」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体
27-知候10	被包に「Dance insence H aroma」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体
27-知候11	被包に「C.C. Pheromon」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体
27-知候12	被包に「C.C. Gaimon」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体
27-知候13	被包に「幸子乃雫」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体
27-知候14	被包に「極上エロス」と表示のある製品（次の写真のとおり）	液体
27-知候15	被包に「Lion Heart RED」と表示のある製品（次の写真のとおり）	粉末

（「次の写真」は、省略し、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第273号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更する旨の届出があった事項
南九州事務所の名称及び所在地
変更前 南九州事務所 鹿児島県鹿児島市東千石町1-3
変更後 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11-21
- 3 変更年月日
平成27年4月10日

鳥取県告示第274号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地並びに店舗面積
丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬789-1外
2,440平方メートルのうち999平方メートル（ドラッグストアウェルネスハワイ店のみ）
- 2 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
承継前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁
米子市東福原六丁目12-40
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

- 東京都台東区上野七丁目 14-4
承継後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁
米子市東福原六丁目 12-40
J A 三井リース建物株式会社 代表取締役社長 春原 博
東京都品川区東五反田二丁目 10-2
- 3 承継があった年月日
平成 25 年 3 月 20 日
- 4 承継の理由
不動産売買により、建物所有者を変更したため
- 5 届出年月日
平成 27 年 3 月 24 日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 27 年 4 月 14 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済産業総室
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所地域振興局
東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1 湯梨浜町産業振興課

鳥取県告示第275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地並びに店舗面積
丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店
西伯郡南部町阿賀 226-1
2,421.37 平方メートルのうち 840 平方メートル（ドラッグストアウェルネス西伯店のみ）
- 2 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
承継前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁
米子市東福原六丁目 12-40
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目 14-4
承継後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁
米子市東福原六丁目 12-40
J A 三井リース建物株式会社 代表取締役社長 春原 博
東京都品川区東五反田二丁目 10-2
- 3 承継があった年月日
平成 23 年 11 月 9 日
- 4 承継の理由

不動産売買により、建物所有者を変更したため

- 5 届出年月日
平成 27 年 3 月 24 日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 27 年 4 月 14 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
西伯郡南部町法勝寺 377-1 南部町企画政策課

鳥取県告示第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地並びに店舗面積
アクロスプラザ米子弓ヶ浜
米子市夜見町 2937-3 外
2,342 平方メートル
- 2 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
承継前 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目 14-4
承継後 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役社長 川村 嘉則
東京都港区西新橋三丁目 9-4
- 3 承継があった年月日
平成 19 年 6 月 29 日
- 4 承継の理由
不動産売買により、建物所有者を変更したため
- 5 届出年月日
平成 27 年 3 月 24 日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 27 年 4 月 14 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市加茂町一丁目 1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）修正測量」
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成 27 年 3 月 31 日

鳥取県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「国土広域情報修正測量」
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成 27 年 3 月 31 日

鳥取県告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
旧鳥取県立保育専門学院の支出負担行為の確認に関する事務（請求書払に係るものに限る。）
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県立倉吉総合看護専門学校
次長 谷本 真二
- 3 委任期間
平成27年4月6日から平成27年5月31日まで

鳥取県告示第280号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 14 日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

1 区域及び期間**(1) 区域**

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 27 年 5 月 30 日から同年 7 月 18 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第281号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

就任した役員の氏名及び住所

理 事 磯 江 勝 則 東伯郡北栄町北尾 126-1

平成 27 年 3 月 28 日から平成 29 年 3 月 29 日まで

鳥取県告示第282号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
地域ため池総合整備事業 上神・寺谷地区 ため池等整備	平成27年 3 月 25 日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校演習林林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4 月 14 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 委託の相手
株式会社倉吉木材市場
- 2 委託期間
平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年 4 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
 - (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。
ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
----------	-----	-----	-----------

初心者講習	平成 27 年 5 月 12 日 午前 10 時 00 分から 午後 3 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部 1 階第 1 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成 27 年 5 月 24 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4 時間 30 分
- イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800 円
- イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年4月14日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

- (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年 5 月 11日午前 9 時 から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6 人
平成27年 5 月 25日午前 9 時 から正午まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年 5 月19日 午前10時から午後 3時まで	岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6 人
平成27年 5 月26日 午前10時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃
平成27年 5 月26日 午前 9 時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3 人

3 講習課題

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁新基幹業務システム構築・保守等業務（給与・勤怠管理システム） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 設計・構築等業務

契約締結日から平成29年12月31日まで

イ 運用・保守等業務

平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県本庁舎等、鳥取県が指定する場所

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年4月14日（火）から同年6月1日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成27年4月14日（火）から同年6月1日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成27年4月20日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 過去5年以内に国、都道府県又は市区町村において、給与システムの構築又は運用管理業務を元請けと

して受託した実績を有すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の 1 以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成27年4月20日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 構成員の 1 以上の者が(1)のオの実績を有すること。

エ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

ク 構成員は県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-8319

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、平成27年4月14日(火)から同月28日(火)までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>) から入手するものとする。ただし、これにより難い

者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成27年4月14日（火）から同月28日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成27年6月1日（月）午後5時

イ 提出場所

（1）に同じ。

（6）入札及び開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

平成27年6月1日（月）午後5時

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の（1）の場所に平成27年4月28日（火）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

（4）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とするところがある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Development, operation and maintenance services of the salary and attendance management system : 1 set

(2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 28, April, 2015

(3) Time limit of the submission of tenders : 5 : 00 PM, 1, June, 2015

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-8319

.....

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式

2 契約方式 随意契約

3 随意契約の相手方を決定 平成27年3月17日

した日

- | | |
|---------------------|--|
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 157,632,480 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令
第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定
した日 | 平成 27 年 3 月 17 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 120,707,280 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令
第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 4 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成 27 年度データ管理委託業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定
した日 | 平成 27 年 3 月 17 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び | 株式会社鳥取県情報センター |

所在地	鳥取市寺町50
5 契 約 金 額	52,739,316 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随 意 契 約 に よ る 理 由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種 の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令 第10条第1項第2号）
7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 した日	平成 27 年 3 月 17 日
4 契 約 の 相 手 方 の 名 称 及 び 所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50
5 契 約 金 額	77,978,160 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随 意 契 約 に よ る 理 由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種 の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令 第10条第1項第2号）
7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成 27 年 3 月 24 日
4 落 札 者 の 名 称 及 び 所 在 地	セコム山陰株式会社 島根県松江市北陵町34
5 契 約 金 額	13,986,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入 札 公 告 日	平成27年2月6日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県庁新基幹業務システム構築・保守等業務（共通基盤システム）	一式
2 契 約 方 式	総合評価一般競争入札	
3 落 札 日	平成27年3月11日	
4 落札者の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50	
5 契 約 金 額	517,320,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入 札 公 告 日	平成27年1月19日	
7 落 札 方 式	総合評価落札方式	
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県立中央病院で使用する電気の供給	予定使用電力量（供給期間総計） 20,785,392キロワット時（1年当たり5,196,348キロワット時）
2 契 約 方 式	一般競争入札	
3 落 札 日	平成27年3月3日	
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社鳥取営業所 鳥取市新品治町1-6	
5 落 札 金 額	333,114,216円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入 札 公 告 日	平成27年1月20日	
7 落 札 方 式	最低価格落札方式	
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院事務局総務課 鳥取市江津730	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院清掃等業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成27年3月19日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217 |
| 5 落札金額 | 145,152,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成27年2月6日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課
鳥取市江津730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成27年3月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4 |
| 5 落札金額 | 51,840,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成27年2月13日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

平成27年3月17日付鳥取県公報号外第26号の鳥取県条例第24号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成27年 4 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

頁 17

行 下から 24

誤 平成 27 年法律第 号

正 平成 27 年法律第 2 号

頁 18

行 1 及び 2

誤 平成 27 年法律第 号

正 平成 27 年法律第 2 号